

取 扱 基 準

名 称	子育てワンストップサービス事業費補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	子育て支援サービスに関するワンストップ型総合窓口の事業を支援するため、市社会福祉協議会が設置する子育てなんでも相談センターきらきらの事業費について補助するもの
目 標	数値化□ 非数値化■
	○子育ての不安を解消し、安心して子どもをうみ育てられるまちづくりに寄与すること <目標が数値でない場合の評価方法> ○相談受付その他実施事業の状況、成果等の評価する。
補助事業者	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会
補助対象経費の内容	子育てなんでも相談センターきらきらの事業費（人件費、相談システム管理経費、消耗品費等）
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助額 3,150,000円 を上限とする事業費の 1/2 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由>
開始時期	令和4年4月1日
評価の時期	令和6年9月30日
終 期	令和7年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示
	〔媒体〕 事業広報用リーフレット・ポスター・ホームページ等
担当部署	こども未来部 こども政策課 虐待対策グループ 電 話 025-226-1195 (直通) 31195 (内線) e-mail mirai@city.niigata.lg.jp